

## 沖縄県北部医療組合公印規程

令和5年4月1日訓令第1号

沖縄県北部医療組合公印規程を次のように定める。

### 沖縄県北部医療組合公印規程

(趣旨)

**第1条** この訓令は、沖縄県北部医療組合の公印の種類、寸法、保管、使用方法その他公印に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公印 公務上作成された文書に使用する印章（刻印及び焼印を含む。）でその印影により、当該文書の真正を認証することを目的とするものをいう。
- (2) 新調 公印を新たに作成することをいう。
- (3) 改刻 公印の事故、摩滅その他の理由により、当該公印と同じ刻字をもってこれに代わる公印を作成することをいう。
- (4) 廃止 機関並びに職名の廃止及び改正、公印の改刻等により不要となった公印の使用を禁止することをいう。

(公印の種類等)

**第3条** 公印の種類、寸法、書体、主用途及び保管者は、別表第1のとおりとする。

2 公印のひな形は、別表第2のとおりとする。

(公印の新調、改刻、廃止等)

**第4条** 保管者は、公印のうち沖縄北部医療組合印、沖縄県北部医療組合管理者印及び沖縄県北部医療組合管理者職務代理者印を新調し、若しくは改刻し、又は廃止しようとするときは、公印新調（改刻）・廃止承認申請書（第1号様式）により、管理者の承認を受けなければならない。

2 保管者は、公印簿（第2号様式）を備え、公印を新調し、若しくは改刻し、又は廃止したときは、遅滞なく公印簿に登録し、又は抹消しなければならない。

3 公印は、公印簿に登録を受けた後でなければ使用してはならない。

4 保管者は、廃止した公印を次の区分により保存し、保存期間を経過したものは、切断、焼却等の方法により廃棄することができる。

(1) 管理者及び副管理者の公印 10年

(2) 前号に掲げる公印以外の公印 5年

(公印の形式等)

**第5条** 公印は、明確な字体をもって刻字し、印面の都合により「印」又は「之印」を加えることができる。

2 公印は、原則として左横書きとする。

(公印の印材)

**第6条** 公印の印材には、容易に摩滅又は腐食しない硬質性のものを使用しなければならない。

(公印の保管)

**第7条** 保管者は、公印を常に堅固な容器に納め、厳重に保管しなければならない。

(公印の使用)

**第8条** 公印は、公文書以外に使用してはならない。

2 公印を使用するときは、押印しようとする文書に決裁済みの原議書を添えて保管者に提示し、審査を受けなければならない。

3 保管者は、前項の規定による審査の結果、押印を適当と認めたときは、押印を求めた者に押印させることができる。

4 公印は、明瞭かつ正確に押さなければならない。

5 勤務時間外において公印を使用する必要があるときは、事前に保管者にその旨を申し出てその指示により使用しなければならない。

(公印印影の印刷)

**第9条** 一定の字句及び内容の文書を多数印刷する場合において、保管者が適当と認めたときは、公印の印影を当該文書に印刷して公印の押印に代えることができる。

2 前項の規定により公印の印影を印刷しようとするときは、あらかじめ公印印影印刷承認申請書（第3号様式）により保管者の承認を受けなければならない。

3 前項の規定により、公印の印影の印刷の承認を受けた者は、公印印影印刷文書使用状況報告書（第4号様式）により、当該文書の使用の都度、保管者に報告しなければならない。

(公印の事故届)

**第10条** 保管者は、公印の盗難その他の事故が生じたときは、公印事故届（第5号様式）により、管理者に届け出なければならない。

**附 則**

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

種類	寸法	書体	主用途	保管者
沖縄県北部医療組合印	方30mm	てん書	公文書用	事務局長
沖縄県北部医療組合管理者印	方30mm	てん書	公文書用	事務局長
	方15mm	かい書	一般文書用	事務局長
	方36mm	てん書	表彰用	事務局長
沖縄県北部医療組合管理者職務 代理者印	方30mm	てん書	公文書用	事務局長
沖縄県北部医療組合副管理者印	方24mm	てん書	公文書用	事務局長
沖縄県北部医療組合会計管理者印	方24mm	てん書	公文書用	出納室長
沖縄県北部医療組合事務局長印	方24mm	てん書	公文書用	事務局長
沖縄県北部医療組合会計管理者印	円16mm	かい書	普通預金用 小切手振出用	出納室長

別表第2 (第3条関係)

沖 縄 県  
北 部 医 療  
組 合 印

沖縄県北部  
医療組合  
管理者印

(公文書用)

沖縄県北部  
医療組合  
管理者印

(一般文書用)

沖縄県北部  
医療組合  
管理者印

(表彰用)

沖縄県北部医  
療組合管理者  
職務代理者印

沖縄県北部  
医療組合  
副管理者印

沖縄県北部  
医療組合  
会計管理者印

沖縄県北部  
医療組合  
事務局長印

沖縄県  
北部医療組合  
会計管理者印

第1号様式（第4条関係）

公印新調（改刻）・廃止承認申請書		
年 月 日		
沖縄県北部医療組合管理者 殿		
公印保管者職氏名		
次のとおり公印について申請しますので、承認願います。		
公印名		
理 由	新調 改刻 廃止	
用 途		
使用開始 (廃止)予 定年月日		
書 体		印 影
寸 法		
印 材		
備 考		

第2様式（第4関係）

公 印 簿

公 印 名		新調直後 年 月 日現在
公印の区分	一般・特殊・専用	
書 体	書	
寸 法	mm× mm	
用 途		
公印保管者 職 名		
使用開始	年 月 日	
改 刻	年 月 日	改刻・ 廃止理由 備考
廃 止	年 月 日	
廃 棄		
		廃止直後 年 月 日現在
		廃棄直前 年 月 日現在

第3様式（第9条関係）

公印印影印刷承認申請書	
第 年 月 日 号	
公印保管者 殿	職氏名 印
次のとおり公印の印影を印刷したいので、承認願います。	
公印の名称	
寸 法	ミリメートル
印刷物の名称	
印 刷 枚 数	枚
使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
理 由	
摘 要	

第4様式（第9条関係）

公印印影印刷文書使用状況報告書	
第 年 月 日 号	
公印保管者 殿	職氏名 印
年 月 日付け 第 号で公印印影印刷の承認を受けた文書の使用状況は、次のとおりです。	
公 印 名	
文 書 件 名	
使 用 期 間	
印影印刷枚数	
使 用 枚 数	
残 数	
摘 要	

第5様式（第10条関係）

公 印 事 故 届	
第 年 月 日 号	
沖縄県北部医療組合管理者 殿	
公印保管者職氏名 印	
次のとおり公印に事故がありますので、届け出ます。	
事故にあった 公 印 名	
事 故 の 内 容	
事故発生年月日 （事故発生を知 った年月日）	
事 故 処 理 の て ん 未	
その他必要事項	